

契約書

受講者（以下「甲」という。）と赤間善規（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して提供する「習慣化コーチングサービス」に係る契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結する。

第1条（契約の目的）

乙は、甲に対し、以下の内容の役務（以下「本件役務」という。）を提供する。

- 役務の名称: 習慣化コーチング
- 役務の内容:
 1. 1週間に1回、15分～30分のオンライン個別指導（全12回）
 2. チャットを通じた無制限の質問対応
- 役務の提供期間: 契約日より3ヶ月間

第2条（役務の対価）

受講料: 88,000円（税込）

支払い方法: 以下のいずれかの方法にてお支払いください。

【1】クレジットカード決済（Stripe）

- ・一括払い: **88,000円**（税込）
- ・分割払い（手数料込み）:

- 2回払い: **91,000円**（1回あたり 約**45,500円**）
- 3回払い: **91,500円**（1回あたり 約**30,500円**）
- 6回払い: **94,200円**（1回あたり 約**15,700円**）
- 12回払い: **99,600円**（1回あたり 約**8,300円**）

※分割払いはStripeの定期支払い機能を利用し、初回支払い日を起算日として以降1ヶ月ごとの自動決済となります。

※上記金額には、Stripe決済手数料および分割管理手数料を含みます。

【2】銀行振込（一括のみ）

- ・金額: 88,000円（税込）
- ・支払期限: 請求書発行日より5日以内に、指定口座へお振込みください。

同意の成立: 甲が本契約内容を確認のうえ、いずれかの方法で受講料の入金を完了した時点で、本契約に同意したものとみなします。

支払い遅延について: 甲が支払い期限を過ぎた場合、乙は役務の提供を一時的または恒久的に停止することができます。

第3条(契約期間)

本契約の期間は、購入日から3ヶ月間とする。

第4条(クーリング・オフ)

甲は、以下の条件でクーリング・オフを行うことができる:

1. 特定商取引法に基づく契約書面を受け取った日から8日以内であれば、書面または電子メールで解除可能。
2. クーリング・オフにかかる手数料は不要とする。

第5条(中途解約)

1. 甲は、役務提供期間中でも中途解約できる。ただし、以下の費用が発生する:
 - 提供済み役務に相当する対価
 - 残りの契約金額の20%または50,000円のいずれか低い額

第6条(返金規定)

1. 甲は、契約日から90日以内であれば、無条件で全額返金を申請できる。
2. 返金申請はメールにて行い、乙は申請受理後30日以内に返金を行う。

第7条(秘密保持義務)

1. 双方は、本契約により知り得た相手方の情報を第三者に開示しないものとする。
2. 前項の義務は、本契約終了後も継続する。
3. 甲または乙が、相手方に秘密保持義務に違反し損害を生じさせた場合、当該損害を賠償する義務を負う。

第8条(禁止事項)

甲は、以下の行為を行ってはならない:

1. 本契約の内容を第三者に無断で開示・共有する行為
2. 乙の権利を侵害する行為（著作権など）
3. 他の受講者の情報を不正に利用する行為

第9条（免責事項）

1. 乙は、甲が本役務により期待する成果を保証しない。
2. 提供された役務により甲が損害を被った場合、乙の故意または重大な過失による場合を除き、責任を負わない。

第10条（同意の成立と記録方法）

1. 本契約は、甲が契約内容を確認し、受講料の入金を完了した時点で、双方が合意に達したものとみなします。
2. 乙は、入金の確認をもって契約成立の証拠とし、別途署名または捺印を求めることはありません。
3. 契約成立に関する記録は、乙が保持する請求書および入金確認記録に基づくものとします。

第11条（紛争解決）

本契約に関する一切の紛争は、東京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の条件に基づき、甲が受講料を入金した時点で本契約が成立するものとします。

補足事項

- この契約書はPDFまたはメールにて送付され、入金をもって同意が成立します。
- ご不明点がある場合は事前に乙（赤間善規）までお問い合わせください。

乙（サービス提供者）

赤間善規

住所：東京都渋谷区東1-2-2ベルファース渋谷702

連絡先：tanpakun000@gmail.com / 080-4640-2637